

社員から受け入れた会費の明細表

第1表付表2（相対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	実績判定期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日
-----	----------------	--------	---------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている 定款附則6に社員の会費の額を規定 個人会員 5,000円/年 法人会員 30,000円/年	はい・いいえ
ロ	社員（役員等を除く。）の数が20人以上である 社員名簿に40名登載	はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

定款又は会則等の規定から記載

活動計算書の「収益の部」の社員の会費の合計額を記載。
未収会費の扱いについては次ページの注意事項を参照

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	第2表③欄から転記	①	700,000円
共益的活動の割合（第2表③欄）		②	4.00%
①から控除する金額（①×②）		③	28,000円
差引金額（①－③）		④	672,000円

↓

第1表（相対値基準・原則用）⑦欄又は、第1表（相対値基準・小規模法人用）⑧欄へ

（注意事項）

- 社員の会費に関する基準について確認するため、会則等や社員名簿の提示を求める場合があります。

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準ロ」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員 の配偶者及び三親等以内の親族並 びに当該役員と特殊の関係のある 者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次 に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事 実上婚姻関係と同様の事情にあ る関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人 以外の者で当該役員から受ける 金銭その他の財産によって生計 を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係に ある者の配偶者及び三親等以内 の親族でこれらの者と生計を一 にしている関係</p>
「基準を満たしている旨 を証する書類の名称とそ の内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第○ 条に社員の会費の額については、一律○円と 規定」のように、基準を満たしている旨を証す る書類の名称と合理的な基準により定められ ている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に○名登載」 のように記載します。</p>	
「社員の会費の額の合計 額①」欄	<p>活動計算書の収益の部に計上されている社員 の会費の額を記載します。</p>	<p>活動計算書の会費収入に期末の 未収会費額を計上している場合に は、当該欄に未収会費額は算入で きませんので、未収計上した会費 の額は会費収入から控除する必要 があります。</p>